平成３０年（フ）第１４９４号
大阪市西区北堀江１丁目14番19―1102号
債務者　三村　純一
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５１０号
大阪市中央区難波千日前６番２号　403
債務者　薬師寺ますみ
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６０６号
大阪市平野区長吉長原１丁目５番46号　レジデンスひぐち502、前住所大阪市平野区長吉出戸５丁目４番２―409号
債務者　瓜破気功整体院こと　日比野武志
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６４９号
大阪府門真市殿島町３番２号
債務者　白川富美子
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６６６号
大阪府門真市大池町22番19号　プレアール大池207号
債務者　向　　宏資
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６９４号
大阪市住吉区山之内４丁目２番28号ウィステリアコート山之内　302号
債務者　坂本　忠昭
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６９６号
大阪府大東市南津の辺町18番15号　201号
債務者　北川　清一
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７７８号
大阪市北区中津２丁目４番16号　田渕ビル201号室
債務者　辻本　一夫
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５７号
兵庫県西宮市青木町12番25―202号
債務者　尾前　順一
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２５号
仙台市泉区将監２丁目15番18号　サワーハイツ201
債務者　小高　智子
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第２３９号
仙台市太白区西中田７丁目26番17号　ヴィラコート西中田202、従前の住所宮城県名取市愛島郷２丁目24番地の13
債務者　菊地　直美
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第２８号
福島県いわき市小名浜下神白字館ノ腰64番地の２、住民票上の住所福島県いわき市小名浜下神白字千速44番地の１
債務者　中田　美春
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成３０年（フ）第３８号
福島県いわき市内郷高坂町砂子田１番地の３市営住宅1311
債務者　野中　信也
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成３０年（フ）第２６１号
神戸市北区有野中町２丁目18番12―105号
債務者　吉山　将太
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２０１号
広島市西区草津梅が台４番５号　梅が台コーポ106号室、申立時及び住民票上の住所広島市西区己斐本町１丁目24番７―401号
債務者　河内　銀太
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２３２号
広島県廿日市市宮内3102番地４
債務者　北﨑　晶子
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
広島地方裁判所民事第４部